令和８年度 第２回高岡市介護保険運営協議会 議事録

日時：令和８年 10 月 27 日（火）
18 時 00 分～19 時 30 分
場所：高岡市役所 802 会議室

（出席委員）
炭谷会長、金岡委員、吉田委員、石多委員、中井委員、米澤委員、上見委員、宮崎委員、上野委員、谷口委員、仲嶺委員、向井委員、岡嶋委員、石田委員、坪内委員、志村委員、加藤委員、髙田委員
（欠席委員）
長瀬委員
（事務局）
新田福祉保健部長、塩谷長寿福祉課長、板副課長、武内係長、広瀬係長、沼田係長、
山口主査理学療法士、堀主任、竹内主任

１　開会

２　議事　進行：炭谷会長

【報告事項】

⑴ 令和８年度第２回高岡市認知症施策推進会議（報告）

資料１に基づき、令和８年８月 20 日に開催した第２回高岡市認知症施策推進会議の内容について以下のとおり報告があった。

・各種アンケート調査の結果について、認知症の症状がある人の割合は 12.5％で前回調査より増加していること、認知症の相談窓口を知っている人の割合は 26.2％にとどまっている。
・新しい認知症観について、よく理解している、少し理解していると回答した人は 47.5％である。
・認知症の本人の交流の場への参加について、参加に消極的な人も一定数おり、その理由として移動手段がないことや、人前で自分の状況を話すことへの抵抗感などがある。
・認知症になってからも希望を持って自分らしく暮らし続けるためには、家族や周囲の人との良好な関係、早期に相談できる体制、医療・介護等の必要なサービスに関する分かりやすい情報提供が重要である。

これらの調査結果を踏まえ、相談窓口の周知啓発、新しい認知症観の普及、本人発信の支援、本人や家族が必要な支援・サービスにつながる仕組みづくり、交流の場等の活動内容や参加しやすい雰囲気についての周知などを進めていく方針が示された。

また、第１期高岡市認知症施策推進計画に位置付ける新規・拡充施策として、以下の取組が説明された。

・新しい認知症観への理解に関する周知啓発及び本人発信支援
・認知症サポーター養成講座の充実、特にキッズサポーターの養成
・チームオレンジ活動の推進
・難聴高齢者に対する支援として、普及啓発・早期発見

なお、第３回認知症施策推進会議の内容については、次回の運営協議会で報告する予定であるとの説明があった。

⑵小規模多機能型居宅介護の現状について

資料２に基づき、全国及び県内の小規模多機能型居宅介護の利用状況や経営状況について報告があった。

・全国調査では、収支差率がプラス 10%以上と回答した事業所が６割を超える一方、人材確保が事業所の開設・継続における最大の課題となっている。
・令和７年の全国の平均利用者数は 21.0 人であり、微増傾向にある。
・高岡市の小規模多機能型居宅介護事業所は 13 か所であり、人口 10 万人当たりの事業所数は 8.0 か所と、全国平均の 4.5 か所を上回っている。
・令和３年から令和７年にかけて、高岡市の利用者数は約 19.5%増加している一方、１事業所当たりの平均利用者数は減少傾向にあり、事業所間で利用者数の二極化が見られる。

今後は、地域の需要を見極めながら、既存事業所の受入体制の充実や地域への周知啓発を支援していく必要がある。

また、参考資料に基づき、先進事例として、射水市の小規模多機能型居宅介護事業所「新湊 BASE やっしゃっけ」の取組が紹介された。

同事業所では、利用者の有する能力を生かし、食事の準備や掃除などを利用者と職員が一緒に行うほか、柔軟な訪問サービスにより在宅生活を支援している。また、地域に開かれた施設運営やマルシェ等を通じた多世代交流、地域の学校等との連携による介護人材の確保にも取り組んでいる。

こうした取組は、地域密着型サービスの今後の在り方や地域包括ケアシステムの深化に向けた参考となる事例であるとの説明があった。

【報告事項に対する委員からの主な意見】

⑴小規模多機能型居宅介護について

・連泊利用者が多くなることで、本来、在宅生活の継続のために一時的な宿泊を必要とする利用者が利用できなくなる懸念が示された。本人の生活や家族との関係を大切にし、在宅生活を支えるという小規模多機能型居宅介護本来の役割を踏まえた運営が重要との意見があった。
・宿泊サービスについて、連泊の制限は介護保険制度上設けられていないことから、利用者本人や家族の希望、ケアマネジメントに基づいた柔軟な対応が必要ではないかとの意見があった。
・先進事例については、本人の暮らしや役割を尊重し、地域全体で支える取組として参考になるとの意見があった。

【審議事項】

⑶第 10 期高岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・第１期認知症施策推進計画における高齢者人口等の推計について

資料３に基づき、高齢者人口、要介護認定者数、介護サービス量及び地域支援事業費等の将来推計について説明があった。

① 高齢者人口及び被保険者数の推計

・高齢化率は令和 17 年以降に大きく上昇し、令和 27 年には 40%を超える見込みである。
・第１号被保険者数は、団塊ジュニア世代が 65 歳に到達する令和 22 年に一時的なピークを迎えた後、減少に転じる見込みである。

・85 歳以上の人口は令和 17 年頃にピークを迎える一方、40 歳から 64 歳までの第２号被保険者は減少が続き、現役世代の急減が見込まれる。

② 要介護認定者数の推計

・要介護認定者数は、高齢者人口の減少よりも遅れてピークを迎える見込みである。

・要支援・要介護１は令和 17 年頃まで、要介護２以上は令和 22 年頃まで増加傾向が続く見通しである。

③ 介護サービス量の推計

・多くの介護サービスは令和 22 年頃に需要のピークを迎え、その後は減少に転じる見込みである。

・特に介護医療院、特別養護老人ホーム、看護小規模多機能型居宅介護など、医療ニーズや中重度の要介護者に対応するサービスの需要増加が見込まれる。

・2040 年に向けた医療・看取りへの対応と、その後の人口減少を見据えたサービス提供体制の検討が必要である。

④ 地域支援事業費の推計

・介護予防・日常生活支援総合事業は、令和 11 年頃にピークを迎え、その後は緩やかに減少する見込みである。

⑤ 地域密着型サービスの中長期的な整備方針

・定員数と将来の利用者数の推計を比較すると、認知症対応型通所介護や地域密着型通所介護では将来的に不足が見込まれる一方、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護では定員上の余力があるとの説明があった。

・ただし、実際の利用率は必ずしも高くなく、既存事業所の利用状況を踏まえた整備方針の検討が必要である。

・今後は、新たな施設整備を進める前に、既存の社会資源を維持・活用し、地域の実情に応じたサービス提供体制を確保することを基本とする。

具体的な整備方針については、次回の協議会で提示する予定であるとの説明があった。

⑷同計画の重点施策について

資料４に基づき、第 10 期計画の基本理念及び４つの基本的な方向性に基づく重点施策について説明があった。

①　介護予防・日常生活支援総合事業の充実

・住民主体による通いの場や送迎支援等のサービス・活動を推進する。

・ごみ出しや電球交換などの軽易な生活支援を行う住民主体の訪問型サービスを新たに創設する。

・専門職による短期集中予防サービスを充実させ、利用者が元の暮らしに戻り、自立した生活を継続できるよう支援する。

② 在宅医療・介護等連携の強化

・多職種連携ネットワーク「高岡多職種ネット」等を活用し、医療・介護関係者間の情報共有を推進する。

・人生の最終段階における医療やケアについて、本人や家族等が事前に話し合う人生会議（ACP）の普及啓発を進める。

・市民向けの講座や「人生いきいきノート」の普及、専門職向け研修等に取り組む。

②　新しい認知症観に基づく認知症施策の推進

・認知症の本人や家族の声を起点とした施策を推進し、「新しい認知症観」の周知啓発を図る。

・認知症サポーターの養成や、キッズサポーターの養成を通じて、幅広い世代への理解促進を図る。
・チームオレンジ活動の推進を図り、本人や家族の希望・困りごとに寄り添った支援体制を構築する。
・難聴への対策として、聞こえに関する普及啓発や早期発見・早期対応を推進する。

④ 地域密着型サービス提供体制の質の向上と多角的な地域展開
・小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の維持と質の向上を図る。
・地域密着型サービスを、介護度が高くなっても住み慣れた地域で暮らし続けるための重要なサービスとして位置付ける。
・居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスそれぞれの特性を生かし、持続可能な提供体制を構築する。

⑸同計画の構成（案）について

資料５に基づき、第 10 期計画の施策体系及び主な事業の構成案について説明があった。
新規・拡充として位置付ける主な取組は以下のとおり。

① 健康づくり・介護予防施策の充実・推進
・住民主体による訪問型サービスの新設
・通所型サービスの対象者像の明確化
・短期集中予防サービスの有効活用
・介護予防ケアマネジメント体系の見直し

③　安心できる在宅生活の支援と支え合う地域づくり
・重層的支援体制整備事業との連携による、頼れる身寄りのない高齢者等への相談対応の充実
・在宅医療・介護・障害福祉サービスに関する情報提供の充実
・在宅医療・介護・障がい支援サイトの活用促進
・住宅セーフティネット法の改正を踏まえた関係部署との連携

③ 認知症とともに生きる共生社会の実現
・新しい認知症観の普及啓発
・本人発信支援やチームオレンジ活動の推進
・認知症サポーター養成や難聴高齢者に対する支援

④ 介護保険サービスの適正な運営
・介護保険・高齢者福祉サービスの手引きの全面改訂
・地域密着型サービスの整備の適正化
・防災・減災対策等の推進
・地域密着型サービスに関する勉強会や計画作成担当者研修等の実施
・介護人材の確保及び業務効率化の推進

介護人材確保に向けて、SNS 等による情報発信のほか、小中学生向けの介護体験教室や学童保育等での介護職のイメージアップを図る取組を検討しているとの説明があった。県の計画との連携も進めていく方針が示された。

⑹今後の介護保険運営協議会の日程について

資料６に基づき、今後の協議会の日程及び計画策定のスケジュールについて説明があった。

12 月頃： 第３回協議会を開催し、本日の審議内容を踏まえた計画素案及び地域密着型サービスの整備方針を提示する。また、パブリックコメントの実施について審議する。
１月　： パブリックコメントを実施し、市民から広く意見を募集する。
２月　： パブリックコメントの結果を報告するとともに、介護保険料の設定等を含む計画最終案について審議する。
３月　： 協議会から市へ計画の答申を行う予定である。

審議の結果、審議事項について、委員から特段の異議はなく、了承された。

【審議事項に対する委員からの主な意見】

⑴介護人材の確保について

・介護人材不足が深刻化している中、SNS 等を活用した介護職の魅力発信など、具体的な人材確保策をさらに明確にする必要があるとの意見があった。
・介護人材確保に向けて、ボランティアセンター、シルバー人材センター、学童保育、小中学校等との連携を進めることが重要であるが、関係機関との具体的な連携方法や実施体制が見えにくいとの指摘があった。
・住民主体やボランティアの活用は重要である一方、地域住民の高齢化や就労者の増加により、担い手の確保は容易ではないため、住民に過度な負担を求めることのないよう、具体的な仕組みづくりが必要との意見があった。
・ケアネット活動等現在行っている地域での活動内容が住民に十分知られていない中で、「住民主体」を挙げているので、住民の理解を得たうえで進めてほしいとの意見があった。
・地域の各種団体(小規模多機能自治等)や社会福祉法人、医療機関、行政等が連携し、福祉分野に限らず地域の多様な活動と結び付けながら、地域の人たちと連携していく意識を醸成し、住民主体の取組を支える仕組みを構築してほしいとの提案があった。
・生活支援コーディネーターや社会福祉協議会等が地域に入り、住民との対話を重ねながら、地域の実情に応じた活動をつくっていくことが重要との意見があった。
・訪問型サービスＢについては、一部地域にとどまらず、市内全域に広がるよう、市が中心となって取組を推進してほしいとの要望があった。

これに対し事務局からは、住民主体の訪問型サービスを新たに創設する方針であり、生活支援コーディネーター等と連携しながら、地域の実情や住民の意向を踏まえ、段階的に取組を進めていきたいとの回答があった。

⑵地域密着型サービスの運営及び利用促進について

・小規模多機能型居宅介護については、事業所間で利用者数に差が生じていることから、利用が低迷している事業所への支援や、サービスの質の向上に向けた取組が必要との意見があった。
・地域密着型サービスの理念や本来の役割について、管理者や経営者も含めて理解を深める研修等を実施してはどうかとの意見があった。
・先進事例の紹介だけでなく、経営や人材確保に苦慮している事業所に対しても、具体的な支援策を検討する必要があるとの意見があった。

これに対し事務局からは、既存事業所の利用状況やサービス提供体制を把握し、定員に余力のある事業所の活用やサービスの質の向上を図っていくとの説明があった。

⑶医療・介護現場の人材不足及び業務負担について

・看護師等の人材不足により、医療・介護の現場で職員の負担が大きくなり、十分なケアの提供が難しくなることへの懸念が示された。
・人材不足への対応として、業務効率化や ICT 等の活用を進めるとともに、事業所間で好事例を共有し、地域全体で改善に取り組む必要があるとの意見があった。
・業務改善に向けた補助制度や伴走支援等も活用し、現場の負担軽減につなげてほしいとの意見があった。

⑷認知症施策及び相談窓口の周知について

・認知症の本人や家族が必要なときに相談できるよう、相談窓口の周知を強化してほしいとの意見があった。
・認知症サポーター養成講座、チームオレンジ、難聴対策など、認知症の発症前後に活用できる制度や取組について、必要な人に情報が届くよう積極的に発信してほしいとの意見があった。
・認知症施策については、制度やサービスがあっても市民に知られていなければ活用につながらないため、分かりやすい情報発信が重要との意見があった。

⑸計画の具体性及び実効性について

・計画の基本理念や重点施策は評価できるものの、施策を実際にどのように実行していくのか、具体的な仕組みや役割分担が見えにくいとの意見があった。
・住民主体やボランティアの活用については、単に協力を呼びかけるだけでなく、参加者の募集、登録、活動内容、連絡体制など、実際に活動できる仕組みを明確にする必要があるとの指摘があった。
・地域によって人口や事業所数、担い手の状況が異なることから、地域の実情に応じた支援策を検討する必要があるとの意見があった。
・介護サービスの担い手不足が進む中、ICT や介護テクノロジーをどのように活用して業務の効率化を図るのかについても、具体的な方向性を示してほしいとの意見があった。
・先進事例を参考にすることは重要であるが、すべての事業所が同様の取組を実施できるわけではないため、経営状況や人材確保に苦慮する事業所も含め、地域全体で支えられる体制づくりが必要との意見があった。
・地域の人口減少が進んだ場合、山間地域等で介護サービスの提供が困難になることも想定されるため、将来的なサービス提供体制の確保について検討が必要との意見があった。

事務局からは、本日いただいた意見を今後の計画素案や地域密着型サービスの整備方針に反映していくとの説明があった。

３　閉会